

地域啓発の推進組織に関する要綱

(昭和63年2月5日決定)

改正 平成2年4月、平成4年4月、平成7年4月、平成9年4月、平成10年4月、平成10年6月、平成11年4月、平成14年4月、平成16年4月、平成21年4月、平成22年4月、平成24年4月、令和5年5月

(目的)

第1条 この要綱は、人権文化の構築を目指して、人権擁護思想の普及高揚を図るため、市民を対象とした研修会、講演会、学習会、討論会、懇談会、座談会等（以下「研修会等」という。）による市民啓発活動を積極的に推進するため、各区において実施する研修会等による啓発（以下「地域啓発」という。）の推進組織に関する事項を定めることを目的とする。

(地域啓発の推進)

第2条 各区の本市行政機関等（以下「行政機関等」という。）は、人権文化推進会議と常に連携を保ち、相互に協調して効果的な地域啓発の推進に努めるものとする。

(推進協議会)

第3条 前条の推進を図るため、行政区ごとに地域啓発推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の構成及び運営)

第4条 協議会は、次に掲げる行政機関等の長又は長が指名する者をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる行政機関等
- (2) その他協議会が必要と認める者

2 協議会の議長は、地域力推進室長が当たり、議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を代行する。

3 議長は、協議会を統括し、円滑な運営に努めるものとする。

4 協議会の事務局は、区役所地域力推進室に置く。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、行政機関等の連携を図り、地域啓発を効果的に実施するための取組について協議調整を行い、その推進に努めるものとする。

(行政機関等の役割)

第6条 行政機関等は、関係する各種団体等に対し、あらゆる機会を通して啓発を実施し、それぞれが自主的な取組ができるよう働きかけるものとする。

2 行政機関等は、地域啓発を効果的に実施するため、協議会の申合せに基づき相互に協力し、必要に応じ共同して取り組むものとする。

(局等の指導)

第7条 行政機関等を統括する局は、地域啓発が積極的に推進し得るよう努めるものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の協議を経て議長がこれを定める。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から実施する。

別表（第4条関係）

局 等	行 政 機 関 等	備 考
区	区役所・同支所	
環境政策局	まち美化事務所	
産業観光局	農業振興センター、農林業振興センター	
建設局	土木みどり事務所	
消防局	消防署	
上下水道局	営業所、下水道管路管理センター・同支所	
教育委員会事務局	図書館	